

被災者生活再建支援制度

～申請がお済みでない方は、お早めに！～

◆基礎支援金申請期限：平成30年4月10日まで

◆加算支援金申請期限：平成30年4月10日まで

東日本大震災により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、支援金を支給しています。本制度に基づく支援金には「被害程度」に応じて支給される「基礎支援金」と、「再建方法」に応じて支給される「加算支援金」の2つがあります。

いずれも、申請期限は平成30年4月10日となっています。支給対象となる方で、申請がお済みでない方は、被災当時お住まいの市町村において、期限まで早めに申請してください。

■支援金の支給対象となる世帯

生活の本拠として居住していた住宅が東日本大震災により被害を受けた世帯であって、以下のいずれかに該当するもの。

- (1) 「全壊」のり災証明を受けた世帯
- (2) 「大規模半壊」のり災証明を受けた世帯
- (3) 「半壊」のり災証明を受け、その住宅を倒壊の恐れなどやむを得ない理由で解体した世帯。または、敷地被害を市町村が認めた世帯で、その住宅を倒壊の恐れなどやむを得ない理由で解体した世帯
- (4) 長期避難世帯に認定された世帯

基礎支援金 (住宅の「被害程度」 に応じて支給する支援 金)	支給金額		加算支援金 (住宅の「再建方法」 に応じて支給する支援 金)	支給金額	
	複数世帯 (構成員が 複数)	単身世帯 (構成員 が1人)		複数世帯 (構成員が 複数)	単身世帯 (構成員 が1人)
全壊	100万円	75万円	建設・購入	200万円	150万円
大規模半壊	50万円	37.5万円	補修	100万円	75万円
解体	100万円	75万円	賃貸(公営住宅を除く)	50万円	37.5万円
長期避難	100万円	75万円			

※ 基礎支援金のみ申請も可能です。
加算支援金は、基礎支援金の支給を受けた方が対象となります。
加算支援金のみ申請は出来ません。

問 被災当時に居住していた市町村担当課
又は宮城県消防課管理調整班 ☎022-211-2372